

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百七号

次の土地の買収令書は交付することができないので、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二条第四項において準用する同法第五十条第三項の規定によりその内容を次のように公示する。

昭和二十九年十月十五日

鳥取県知事 西尾愛治

目次

- ◇告示 買収令書交付不能一覽表
計量器定期検査の実施
修正測量の終了
- ◇正誤 昭和二十九年九月二十八日鳥取県訓令第十三号中訂正

一 土地の表示及び対価の表示

計	鳥取	郡	町村	大字	字	地番	地目	土地積		所有者の住所氏名
								反	千円	
	西伯	名和	古御堂	水谷		七〇三ノ一	原野	一〇	一〇、七〇	鳥取県倉吉市山根 北村甚次郎
	"	"	"	"	富長	四六六ノ三	"	一〇	九、四	"
	"	"	"	"	枇杷谷	四八五ノ二	"	三、三二八	三〇、一四〇	"
	"	"	"	"	御林谷	四八八ノ三	"	二、四〇八	三六、三三	"
	"	"	"	"	笹ヶ峯	四八八ノ三	"	六、三三三	五三、七九	"

鳥取	日野	八郷	丸山	上ノ成	一、七四〇ノ二	原野	一六、〇〇〇	二八七、四一	岡山県岡山市北方大和町	浩彌
"	"	"	"	上後谷	一、六一二ノ六	"	二、〇〇〇	四七、八四	二六三番地	"
"	"	"	"	上ノ山	一、七四三ノ三	"	四、〇〇〇	八五、六八	西江	"
"	"	"	"	上ノ成	一、七八六ノ四	"	一、〇〇〇	二二、九二	"	"
計							五三、〇〇〇	五三、四、八五		

二 対価の支払方法 供託
 三 買収の期日 昭和二十九年十一月一日

鳥取県告示第五百八号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定により、倉吉市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十九年十月十五日

鳥取県知事 西尾愛治

検査期日 検査区域 検査場所
 十月十八日 倉吉市小鴨小学校の校区 小鴨小学校

十九日 成徳小学校の校区 成徳小学校
 二十日 " " " "
 二十一日 明倫小学校の校区 明倫小学校
 二十二日 " " " "
 二十三日 上灘小学校の校区 上灘小学校
 二十五日 上井町 倉吉市役所
 上井支所

検査時間は午前九時から午後四時までとする。

鳥取県告示第五百九号

昭和二十九年九月第二・四半期分の通信地図の修正測量を

終了した旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和二十九年十月十五日

鳥取県知事 西尾愛治

正誤

昭和二十九年九月二十八日鳥取県訓令第十三号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁

(住所 事業主体 代表者名)により

(住所 事業主体 代表者名)より

1.補助金	科目	補助金
算出の基礎	科目	補助金
2.支出事業	科目	科目
	工務費	工務費
	事務費	事務費
	計	計
3.出来形	工種	工種
	計	計
工		

1.補助金	科目	科目
算出の基礎	科目	補助金
2.支出事業	科目	科目
査定明細	工務費	工務費
	事務費	事務費
	計	計
3.出来形	工種	工種
	計	計
工		

